



平成 23 年 8 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社ジアース
代表者名 代表取締役社長 池添 吉則
(コード番号：8922 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部長 相原 隆志
電話番号 (06)4391-2001 (代表)

**第三者割当により発行される株式（金銭出資及び現物出資（デット・エクイティ・スワップ）、
新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債発行の払込完了に関するお知らせ**

当社は、平成 23 年 8 月 12 日開催の取締役会において決議された第三者割当による新株式、新株予約権及び
転換社債型新株予約権付社債発行の払込が完了いたしましたのでお知らせいたします。

1. 第三者割当増資による新株式発行要領

(1) 払 込 期 日	平成 23 年 8 月 29 日 (月)
(2) 発 行 新 株 式 数	88,767 株
(3) 発 行 価 額	1 株当たり 1,870 円
(4) 発 行 価 額 の 総 額	165,994,290 円 内 95,996,450 円は、現物出資（デット・エクイティ・スワップ）の払込 方法によるものであります。
(5) 調 達 資 金 の 額	69,997,840 円（差引手取概算額：66,397,840 円）
(6) 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 予 定 先)	第三者割当の方法により次の者に割り当てます。 本岡一也 26,737 株（全て現物出資） 塩野芳嗣 16,042 株（全て金銭出資） 神月聖子 16,042 株（全て現物出資） 本岡邦治 10,695 株（全て金銭出資） 北山雅章 10,695 株（全て金銭出資） 細井嘉和 8,556 株（全て現物出資）
(7) そ の 他	該当事項はありません。

2. 今回の第三者割当増資による発行済株式総数の推移

第三者割当増資前発行済株式総数 542,738 株
第三者割当増資による増加株式数 88,767 株
第三者割当増資後発行済株式総数 631,505 株

3. 今回の第三者割当増資による資本金の額の推移

第三者割当増資前資本金 2,691,216,365 円
第三者割当増資による増加資本金 82,997,145 円
第三者割当増資後資本金 2,774,213,510 円

4. 第三者割当増資による新株予約権発行要領

(1) 割 当 日	平成 23 年 8 月 29 日 (月)
(2) 新株予約権の総数	50 個 (新株予約権 1 個当たり 2,000 株)
(3) 発行 価 額	新株予約権 1 個当たり 42,400 円
(4) 当該発行による 潜在株式数	100,000 株
(5) 調達資金の額	228,120,000 円 (差引手取概算額 : 211,400,000 円) (内訳) 新株予約権の発行による調達額 : 2,120,000 円 新株予約権の行使による調達額 : 226,000,000 円
(6) 行使 価 額	1株あたり 2,260 円
(7) 募集又は割当て方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によりドリーム 5 号投資事業有限責任組合に全新株予約権を割り当てます。
(8) そ の 他	当該新株予約権には、新株予約権の割当日よりまる 3 ヶ月を経過した日以降、当社普通株式の終値が、10 取引日連続して行使価額の 110%を超過した場合、取得日の 20 日前までに新株予約権者への通知又は公告を行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

5. 第三者割当増資による新株予約権付社債発行要領

(1) 払 込 期 日	平成 23 年 8 月 29 日 (月)
(2) 新株予約権の総数	20 個
(3) 社債及び新株予約権の 発行 価 額	各本新株予約権付社債の発行価額は金 100,000,000 円 (社債の金額 100 円につき金 100 円) とし、各本新株予約権の発行価額は無償とします。
(4) 当該発行による 潜在株式数	53,475 株
(5) 資金調達の額	100,000,000 円 (差引手取概算額 : 91,500,000 円)
(6) 行使価額又は転換価額	1 株あたり 1,870 円
(7) 募集又は割当て方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によりドリーム 5 号投資事業有限責任組合に全新株予約権付社債を割り当てます。
(8) そ の 他	当該新株予約権付社債には、以下のとおり、繰上償還に関する定めがあります。 ① 当社は、当社が合併 (当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転 (当社が他の会社の完全子会社となる場合に限ります。)(以上を総称して以下「組織再編行為」といいます。)をすることを当社の株主総会で決議した場合 (株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議をした場合。)、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から 30 日以上 60 日以内の事前通知を行った上で、当該組織再編行為の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の全部 (一部は不可。)を本社債の額面 100 円につき金 100 円で繰上償還します。 ② 本新株予約権付社債の発行後、平成 25 年 8 月 29 日まで (当日を含みます。)いずれかの 5 連続取引日 (ただし、終値のない日は除きます。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の毎日の終値が 935 円を下回った場合には、本新株予約権付社債の社債権者は、その選択により、当社に対して事前通知を当該 5 連続取引日の最終日の翌取引日から 5 取引日後の日まで (当日を含む。)の間に、償還日まで 50 取引日以上

	<p>の期間を定めて行い、かつ当社の定める請求書に繰上償還を請求しようとする本社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれを記名捺印した上、償還金支払場所に提出することにより、償還日においてその保有する本社債の全部又は一部を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することを当社に対して請求する権利を有します。</p>
--	---

以上